

熊本県運転免許センター広告掲載事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県広告活用事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、熊本県運転免許センターにおける広告活用事業の実施方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載場所及び規格等)

第2条 広告を掲載する場所、広告の種類・規格、枠数、位置及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、原則として1か月を単位とし、毎年度末を超えない期間とする。

なお、広告掲載の開始日及び終了日は、原則として掲載期間内の最初の開庁日及び最後の開庁日とする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、熊本県警察のホームページ等により行う。

2 前項の規定による募集は、広告の枠に空きが生じたとき、又は広告の枠を新たに設置したときに随時行うことができるものとする。

(広告の申し込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、「熊本県運転免許センター広告掲載申込書」（別紙様式1）により、熊本県警察本部（以下「警察本部」という。）が指定する日までに、警察本部に広告掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 警察本部は、前条の規定により申込みのあった広告について、申込者及び広告内容について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定による審査の結果、同一の掲載場所に上限枠以上の申込みがあった場合は、次号の選定順位により、掲載広告を決定する。

- (1) 希望月の総数が多いもの
- (2) 交通安全に資するもの
- (3) 県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するもの

3 前項の規定により順位の優劣を判断することができないときは、警察本部において

抽選により掲載広告を決定する。

なお、随時募集を行う場合は、先着順とし、申込み順に審査を行い、掲載広告の適否を決定する。

- 4 警察本部は、前各項の規定により掲載、又は不掲載を決定したときは、「熊本県運転免許センター広告掲載決定通知書」（別紙様式2）又は「熊本県運転免許センター広告不掲載決定通知書」（別紙様式3）により、当該申込者に通知するものとする。

（広告審査会）

第7条 前条第1項の審査を行うため、熊本県運転免許センター広告掲載事業広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設置する。

- 2 広告審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（契約の締結）

第8条 第6条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者は、熊本県運転免許センター広告掲載契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 契約を締結した申込者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を作成し、警察本部が指定する日までに、警察本部が指定する場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 警察本部は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、要綱の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載の方法）

第10条 警察本部は、前条の規定により広告主から提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の前日（閉庁日を除く。）の16時00分から17時30分までの間に掲出するものとする。

- 2 警察本部は、前項の規定により掲出した広告原稿を、原則として広告掲載終了日の16時00分から17時30分までの間に撤去するものとする。

（広告内容の是正）

第11条 警察本部は、広告掲載後も必要に応じて、広告主に対し内容の是正を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第12条 警察本部は、次の各号に該当する場合には、直ちに広告の掲載を取消すこと

ができる。

- (1) 広告掲載後に要綱第3条に抵触することとなったとき
- (2) 前条に規定する是正が行われないうとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、掲載中又は掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により警察本部に申し出なければならない。

(広告の変更)

第14条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、警察本部にあらかじめ協議するものとし、第9条第1項及び第2項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第9条第3項の規定を準用する。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、表示する広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の表示により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第16条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、警察本部と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 2 月 25 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

別表

場 所	種類・規格	枠数	位 置	広告掲載料 (1 枠あたり の月額料金)
2 階ロビー運転免許試験課 電光掲示板下壁面	ポスター B2・縦	3 枠	警察本部が指 定する位置	10,470 円 (消費税及び地 方消費税含む)
2 階ロビー運転免許課 3 番窓口横壁面	ポスター B2・縦	3 枠	警察本部が指 定する位置	12,570 円 (消費税及び地 方消費税含む)

※ 広告掲載料については、月の中途を問わず、日割り計算は行わない。

別紙様式 1

熊本県運転免許センター広告掲載申込書

令和 年 月 日

熊本県警察本部長 様

熊本県運転免許センターに広告を掲載したいので、熊本県広告活用事業実施要綱及び熊本県運転免許センター広告掲載事業実施要領の内容を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

記

1 申込者

- ・ 住所
- ・ 名称
- ・ 代表者職氏名 印
- ・ 担当者名
- ・ 連絡先

2 掲載希望場所及び枠数

- (1) 2階ロビー運転免許試験課電光掲示板下壁面 枠
- (2) 2階ロビー運転免許課3番窓口横壁面 枠

※ 掲載を希望する場所に○をつけ、希望する枠数を記載してください。

なお、複数の場所及び枠数を希望することも可能です。

3 掲載希望期間

年 月 日から 年 月 日まで (か月)

※ 原則として1か月を単位とします。ただし、各年の3月31日を超えての掲載はできません。

4 添付書類

(1) 原稿の素案

※ 既に原稿がある場合は、原稿を添付してください。

(2) 会社概要等

※ ホームページで確認できる場合は、ホームページのURLを記入してください。

(3) 広告掲載申込誓約書

別紙様式 2

熊本県運転免許センター広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

熊本県警察本部長

年 月 日付けで申込みのあった熊本県運転免許センターへの広告掲載については、下記のとおり掲載を決定しましたので通知します。

つきましては、熊本県運転免許センター広告掲載事業実施要領第 8 条に定める契約のための書類を 年 月 日までに提出してください。

記

1 広告掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで (か月)

2 掲載場所及び枠数

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 2 階ロビー運転免許試験課電光掲示板下壁面 | 枠 |
| (2) 2 階ロビー運転免許課 3 番窓口横壁面 | 枠 |

別紙様式 3

熊本県運転免許センター広告不掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

熊本県警察本部長

年 月 日付けで申込みのあった熊本県運転免許センターへの広告掲載については、下記の理由により掲載しないこととしましたので通知します。

記

- (例)
- ・ 熊本県広告活用実施要綱第〇条第〇項第〇号に該当
 - ・ 熊本県運転免許センター広告掲載事業実施要領第 6 条第 3 項に規定する抽選結果 等